

資金決済に関する法律に基づく 福岡玉屋発行商品券の 利用終了及び払戻し実施のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、**福岡玉屋発行**の商品券につきまして

令和 6 年 5 月 3 1 日 をもちまして

下記商品券のご利用を終了させていただき資金決済法に関する法律
第 20 条第 1 項の規定に基づき払戻しを実施させていただきます。

該当する未使用の商品券をお持ちのお客様はご利用終了日までに
ご利用いただくか、払戻し期間内にお申し出頂きますようお願いいたします。

ご利用終了及び払戻しを行う福岡玉屋発行の商品券の種類

・玉屋商品券

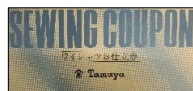


5,000円券・3,000円券・2,000円券・1,000円券・500円券があります。

・全国百貨店共通商品券



・ワイシャツお仕立券・ローズギフトカード・商品お取替券



・T・カード

・おしゃれ券

・食料品ギフト券

・清酒券

・テナント食事券

※今回の払戻しは福岡玉屋のみが対象となります。
佐賀玉屋・佐世保玉屋は対象ではありません。

ご利用期限 令和 6 年 5 月 3 1 日

●次に掲げる商品券等については払戻しができません。

偽造または変造されたもの・証票番号の照合ができないもの・毀損しているもの

払戻しのお申し出期間

令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 8 月 3 1 日

受付時間 午前 10 時～午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

※上記お申し出期間経過後は、該当払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

払戻しのお申出方法

福岡玉屋商品券払戻し窓口までご連絡ください。

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を福岡玉屋商品券払戻し窓口までお電話にてご連絡ください。

・ご連絡いただきましたら、「商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、未使用の商品券を同封のうえ、返信ください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みいたします。（返信用切手代、振込手数料は当社にて負担します。）なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。

明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

お問合せ先

福岡玉屋 商品券払戻し窓口 福岡市博多区博多駅南4-8-25
TEL 050-3732-6847 午前 10 時～午後 5 時（土・日祝日は除く）